

紹介

米國の婦人労働状態に就て (三)

A 婦人労働とその經濟的意義

- 一、米國に於ける女子職業界の動向
- 二、女子の失業(以上第十號)
- 三、女子の賃銀
- B 女子に関する労働立法とその影響
- 四、女子有業者とその從屬者の關係(以上第十一號)

本稿に於て検討せんとする労働立法は二種に別れ、一は性別を問はず適用されるものであるが、結果に於て女子がより多くその恩恵を蒙つてゐるもの、他は特殊の保護を要する女子のために制定された純然たる女子保護立法である。

労働立法の主要なる目的は他の凡ての立法のそれと異らない。即ち各自の生存とその労働に對する個人又は雇主側との關係に就ての労働保護條件に政府當局の法上の認可を與へることである。労働立法は社會福祉的見地から國民生活の安定とその健全なる労働條件の制定を目標としてゐるのである。屢々繰返される如く、女子は常に被搾取階級を爲して居り、この故に女子に對しては男子以上にその労働條件に保護を加へる必要があると思惟されてゐるのである。

B. 女子に関する労働立法とその影響

米國の國體が労働運動の發達を多年阻止してゐた關係からその労働立法も必然的に立ち遅れの狀態にあつたのであるが、近年に至つて漸く諸種の社會立法の制定により、同國も亦世界に最も進歩した立法を有する國家の一となつたのである。

労働立法の影響を検討するためには非常に廣汎に亘る調査が必要であ

る。即ち各種の立法は何れもその場所、時期、慣習、其の他特殊の状態及びその制定に至るまでの事情とその行政方針等によつて影響する所を異にしてゐるからである。

女子の労働立法に關しても同様のことが言へるのであつて、ここではその影響に關して若干の主要調査資料によつて要點のみを擧げて参考に供したいと思ふ。

述の如く女子が被擇取的階級を爲して居り、低賃銀を餘儀なくされ、季節的色彩濃厚な各種産業方面に時間雇ひとして就労し、女子の労働が傳統的に高度の熟練を要せざるものと考へられてゐること等によるものである。

最も強力な男子の團體には建築業又は鑄業の如く女子の殆ど従事せざる分野に屬するものが相當にある。米國労働總同盟の會員の三分の一は建築業者であり、他の三分の一には交通運輸、鑄業及び採石業、金屬、機械、造船業等の組合（一九三二年現在）が含まれてゐるのである。重要な女子雇用生産部門たる纖維、皮革、被服工業等を合した總同盟の會員數はその全會員數の約六%であるに過ぎない。其の他の食料品、飲料、煙草、製紙、印刷、出版、商業及び個人使用人、娛樂、専門的職業の凡てを含めても尙二五%に充たない實情である。

一九二四年當時の女子有業者八五〇萬人の中、組合に加入してゐる者は僅かに二五萬人であつた。これは一九二五年の米國労働總同盟全會員の九%未満に當つてゐる。而も一九二〇年度の國勢調査の數字によれば全有業者の二〇%餘は女子であり、製造及び機械工業、商業に於ては少く共一五%が女子であつたのである。ある種の労働組合は女子の加入を拒否してゐるので、同産業内の女子は非組合員たる工場に於て就労してゐる。金屬及び硝子組合等はその例である。

現在では從來以上に政府の支持を得て労働組合は急速に發達して居り、それが男子と共に女子をも裨益してゐることは言ふまでもない。尤も現在も尙女子は所謂労働市場に於て不利な立場にあり、その組合運動の發展にも政府の強力なる法令による援護を必要としてゐることは既述の如くである。

平時に於て労働者にとつての必須條件は各自の能力に適する職業の選

擇、健康を害せず、生活にある程度の餘裕を與へる労働時間、生活の安定——少く共その健康を維持し、老後の生活準備を爲し得る程度の賃銀、健康其の他に適する職場を與へられることがある。而して特に重要なことは、これらの條件を獲得するために、他の同僚と共にその雇傭機關に對して團體行動の自由が許されたことである。

労働立法は多くの場合、斯かる條件の重要な部分に關してその實現を期し、法令を以て労働者を保護せんとするものである。而して過去の歴史に鑑みても明かである如く、女子に對して特にその適用が要望せられる場合が多い。即ち女子有業者は屢々困難な立場におかれて、組合運動も男子に比して立ち遅れの状態にあり、その地位改善の手段たる團結力にも恵まれてゐないからである。

このことは女子有業者の等しく經驗するところであつて、既述の如くその賃銀が男子に比して低廉である點に於ても明かである。又州別の法令によつて女子の最長労働時間が規定されてゐる場合にも、その最長制限は屢々大多數の労働者の就労時間を凌駕するものであり、より甚しき惡徳雇主を牽制する以外に無意味なことさへ多いのである。

一、産業復興法と女子の雇傭條件

産業復興法(National Industrial Recovery Act)は一九二九年に勃發した

大不況の對策としてローズヴェルト大統領第一期の一九三三年に制定され、一九三五年五月米國大審院によつて憲法違反の判決を受ける迄の二箇年間實施された法案である。本項に於てはその法案の是非を論ずるの要なく、單に過去の一事實として女子有業者に關する影響の概略を傳へ得れば足りるのである。

産業復興法の目的とせるところは疲弊せる産業の再建にあり、労働者に

關してはその購買力を増大して製産及び農產物資の消費を促し、失業者を救濟減少し、労働者の地位を改善せしめるにあつたのである。既述の如く女子有業者の地位はそれ自體孤立したものでなく、國家の經濟と不可分の關係にあることは言ふまでもないのである。産業復興法は性の別なく適用されたものではあるが、從來男子に比して低廉であつた賃銀其の他若干の事項に關しては、特に女子に甚大の影響を及ぼしてゐるのである。

産業復興法に關する文獻は夥しい數に上つてゐるのであるが、ここでは主として左の三文獻に基き、女子有業者とその雇傭、労働時間、賃銀及び團體的協定に就て述べてゐる。

1. National Recovery Administration. Hours, Wages and Employment Under the Codes. Jan. 1935.
2. Women's Bureau. Employed Women Under N. R. A. Codes. 1935.
3. Report of the President's Committee of Industrial Analysis on the Administration of the National Industrial Recovery Act. Feb. 1937.

上述の[1]報告書は各自異なる見地より同法案の影響範囲を評價してゐるのであるが、三者の結論は略々等しく、その内容が妥當を得てゐることを物語つてゐるのである。

産業復興法中各種産業別法規の制定には多大の日子を必要とするといふことが明白となつたので、先づ大統領令による復職規約 (President's Reemployment Agreement) が制定され、雇主各自に對して一週の労働時間は四〇時間以内に、産業別の最低賃銀は地方の事情を斟酌して制定し、法規の批准を見る迄これを暫定的に實施せしめた。斯かる規約は産業別により必要に應じて修正される事もあつた。産業復興法及び大統領令復職規約の差

は程度の問題で、その影響するところが略々同様であるので、産業復興法は一般的に兩者を含むものと解釋されるのが普通である。

産業復興法と雇傭及び労働時間は大統領は産業復興法に就て左の如く述べてゐる。

余が今回署名した法令は民衆を再びその業務に服せしめるために制定されたものである。その目的とするところは單に所要の労働を爲すために、より多くの労働者を雇ひ、各自の労働時間を短縮すると共にその生計の維持に必要な賃銀を支拂はしめんとするものである。

この法令に關して注目すべきことは、これが從來試みられた幾多の「労働普及案」と實質的に異なる點である。即ち前者が労働を維持し、その標準賃銀を向上せしめんとするに對して、後者は労働時間を短縮し、その賃銀をも低下せしめてその意圖する狀態を實現せんとするものである。即ち産業復興法は失業救濟と労働時間の調整をその主要目標としてゐるのである。

産業復興法と雇傭條件は産業復興法は一九三五年一月本法加入産業界に於て同法案實施以後増加せる労働者の推定數を報告してゐる。これによると、一九三三年三月より同年六月迄の産業復興法及び復職規約實施以前の増加數は約一、六二八、〇〇〇人であつたに對して、一九三四年十一月迄のそれは約三、四六四、〇〇〇人で後者が著しく多數に上つてゐることを示してゐる。

一九三四年復興局はその政策に關する聲明に於て「本法案に於ける最長労働時間制の制定は失業緩和に對して著しい貢獻を爲してゐる」と述べてゐる。

著名な經濟學者によつて組織された大統領産業調査委員會も亦一九三七年二月の報告に於て「大統領復職規約が労働時間を短縮して失業者救濟に

及ぼせる影響は顯著である」と同様のことを述べてゐる。

同報告によると一九三三年六月より十月迄の産業復興法加入産業に於ける雇傭増加率は一一・四%であるに對して、それ以外の産業に於ては四・

四%、農業では單に一%であるに過ぎなかつた。本期間に於ける産業界の生産率は一律に低下してゐるのであるから、この雇傭の増加は一に復職規約による労働時間の短縮に俟つものである。一九三三年十月より一九三五年初期にかけても稍々増加の傾向を見せて居り、産業復興法下の産業にて高率であるが、同法關係外の産業との差はここでは左程著しいものではない。前産業復興法關係者たる某氏は一九三七年三月の聲明に於て左の如く述べてゐる。

産業復興法全實施期間に於ける就職者數は二、〇五五、〇〇〇人でこれは主として同法制定の労働時間の短縮によつて實現されたものである。而してこの増加は産業界に於ける生産額の低下しつつある期間に於て行はれたものなのである。

産業復興法と労働時間Ⅱ最高度の生産能率を擧げてゐた一九二九年當時の平均労働時間は一週四八時間であつた。不況時の労働時間は著しく短縮され、一九三二年の平均は一週間三五時間以内となつてゐたが、景氣復興の兆と共に再び増加し、一九三三年の春より夏にかけての三ヶ月間には三〇%以上の増加振りを見せてゐる。

第一産業復興法(紡績工業に關するもの)の規約は最長労働時間を原則として一週四〇時間に限定して居り、これは復興法案の標準として其の他の同法案下に於ける八四%の産業にも適用されたものである。但し、これには除外例又は默認の形式によつて幾多の例外が設けられてゐる。大統領委員會の報告によれば本法加入産業の六四%に於ては、その労働者の六

一%に對して實質的に四八時間又はそれ以上の最長労働時間を認可してゐる。

一九三五年一月の産業復興法に關する報告に從へば一九三四年の十一箇月間(十二月を除く)の製造工業部門に於ける平均労働時間數は一九三三年上半期のそれに比して約一割以上短縮されてゐる。一九三七年大統領産業調査委員會の一五九工業に關する調査の結果によれば、一九三三年六月より十月迄の期間に労働時間が短縮された結果、十月現在に一週平均四〇時間以上就労してゐる者は極めて僅少となり、多くは三五一四〇時間となつてゐる。その稍々詳細に亘る數字を示せば左の如くである。

平均時間	工業に於ける労働時間の割合		
	1933年6月	1933年10月	1933年10月
45以上	25.2	1.9	58.5
40—45	37.8	5.0	34.6
35—40	28.3	58.5	34.6
35以下	10.0	34.6	34.6

産業復興法と女子に關する雇傭及び労働時間Ⅱ既述の如く本法案は性の別なく一般労働者を保護する目的を以て制定されたのであるが、これによつて女子が男子以上に裨益されてゐる場合が少くないのである。

多くの場合労働時間の短縮がより顯著に行はれてゐるのは男子よりも主要なる女子雇傭産業に於てであることは前記一九三五年一月の報告にみて明かである。六大女子雇傭部門に於ては一工業を除いて、産業復興法實施期間中に一六%又はそれ以上の労働時間を短縮してゐるに對して、其の他の九工業では一件に於てのみ同率の短縮を行つてゐる。各工業別にその詳細を示せば左の如くである。

産業復興法による労働時間短縮率

業 品 靴 械 品 品	業 品 庫 製 短 機 製 製	業 車 所 ト 品 革 鐵	業 毛 絲 製 品	業 主 要 女 子 層 雇 主 動 糖 メ 學	業 精 シ 製 鋼 鐵 及 伐 木 及 製 紙 護 講 タ イ ヤ 及 チ ユ ーブ
業 品 靴 械 品 品	業 品 庫 製 短 機 製 製	業 車 所 ト 品 革 鐵	業 毛 絲 製 品	業 主 要 女 子 層 雇 主 動 糖 メ 學	業 精 シ 製 鋼 鐵 及 伐 木 及 製 紙 護 講 タ イ ヤ 及 チ ユ ーブ
業 品 靴 械 品 品	業 品 庫 製 短 機 製 製	業 車 所 ト 品 革 鐵	業 毛 絲 製 品	業 主 要 女 子 層 雇 主 動 糖 メ 學	業 精 シ 製 鋼 鐵 及 伐 木 及 製 紙 護 講 タ イ ヤ 及 チ ユ ーブ
業 品 靴 械 品 品	業 品 庫 製 短 機 製 製	業 車 所 ト 品 革 鐵	業 毛 絲 製 品	業 主 要 女 子 層 雇 主 動 糖 メ 學	業 精 シ 製 鋼 鐵 及 伐 木 及 製 紙 護 講 タ イ ヤ 及 チ ユ ーブ
業 品 靴 械 品 品	業 品 庫 製 短 機 製 製	業 車 所 ト 品 革 鐵	業 毛 絲 製 品	業 主 要 女 子 層 雇 主 動 糖 メ 學	業 精 シ 製 鋼 鐵 及 伐 木 及 製 紙 護 講 タ イ ヤ 及 チ ユ ーブ

* ここでは労働時間は延長されてゐる。

省婦人局は 一大産業地 區であるミ シガン州の 女子従業員 に關する未 發表の調査 に於て、一 〇工業部門 に關して勞 働時間短縮 の必要上よ り来る著しい女子の就職増加率を報告してゐる。大統領復職規約又は産業 復興法の制定以前には女子有業者の三八一九〇%は一週四〇時間以上就働 してゐたのであるが、右法令實施以後、同様の時間數労働するものは一割 以下(一工業を除く)となり、一〇工業中半數に於ては女子従業員の五%の みが四〇時間以上就働してゐた。ミシガン州に關する數字を示せば下表の 如くである。	當時労働	
	N.R.A. P.R.A. る就職増加率	1週40時間以上從業する者の割合 N.R.A.又はP.R.A. 実施以前 1934年度末
カ リ ー 一 品 及 化 學 製 品	16.0 18.0 58.0 4.4 52.4 25.0 93.6 16.7 12.1 15.2	51.3 43.5 37.9 90.1 68.9 76.6 40.8 62.0 50.3 83.8
器 具 帽 品 下 他 品 箱 紙 著 用 下 他 品 箱 紙 著 用 下 他 品 箱 紙 著 用		
ア ル ミ ニ ウ ム 金 属 製 品		

が就働してゐる同部門に就
て「産業復興法が木綿服工
業に於ける全労働者の就働
時間を短縮し、その大多數
の週給を増加せしめてゐる
ことは確定的である」と報
告してゐる。

其の他の資料によつてみても産業復興法が女子を裨益すること大であつ
たことを示してゐるのである。例へばミネソタ州労働部の同一店舗に關す
る調査は、女子就職率が同法によつて二四%増加し、而してその労働時間
は短縮し、收入は増加してゐることを報告してゐる。

ペンシルヴァニア州の木綿服工業に關する州労働部の調査は大量の女子
は短縮し、收入は増加してゐることを報告してゐる。

産業復興法制定の賃銀——この法令の目的が労働時間を短縮すると同時
に、労働者の購買力を増進せしめることにあつたのであるから、その必然
的結果として時間割賃銀率は著しく増加されなくてはならなかつた。斯か
る最低賃銀制による増加率は社會を裨益するものなりとして本法實施期間
中繼續されてゐる。然し法律によつて労働者を保護し、その購買力を促進
する見地よりすれば週給の増加は一層效果的である。即ち時間割収入の增

加は労働時間が極度に短縮された場合は本法令の目的を達し得ざるに反して、週給の増加はその本來の意圖を實現せしめるものだからである。

一九三七年度の大統領産業調査委員會の報告によれば、製造工業及び一三非製造工業を合したもののが平均週給は一九三三年六月より同年十月迄に三・六%増加してゐるが、同期間に労働時間は一週間につき二一・七%短縮されてゐる。同報告は復職規約實施期間中に「産業界の傾向は完全に變化した」と稱してゐる。尙一九三三年十月より一九三五年初期にかけて賃銀は八%の上昇を示してゐるのである。

一九三五年の産業復興法に關する報告に従へば同法加入産業は其の他のものより左の數字に見る如く加重平均して、より高率なる賃銀の上昇を示してゐるのである。

現在 6 4	1933年6月以後の増加率		
	1934年6月現在 8 4	1934年11月現在 8 4	1934年11月現在 6 4
産業復興法加入工業			
其の他の諸工業			

書は一九三三年三月以降その賃銀が各月の最低標準を凌駕し、同年一月より四月のそれに比して、一九三四年一月より四月に至る賃銀がより増加してゐることを示してゐる。勿論工業別によつて差異は免れず、詳細に報告されてゐる前記一〇工業中、七工業に於ては一九三三年初期(一月—四月)より一九三四年一〇月—一月の報告最終期に至る迄上昇を繼續して居り、そのあるものは残餘の三工業に比してより顯著なる上昇振りを示してゐるのである。

これらのことことが如何なる程度に産業復興法又は其他の要因の影響によるものであるかを測定することは容

易でなく、本報告も注意深くこれと避けてゐるのであるが、前者に關して公平なる約説を試み左の如く述べてゐる。

産業復興法は産業界に於ける標準賃銀を全國的に統一せんとした最初の試みを代表するものである……同法は賃銀上昇運動の導火線として非常な勢力を示し、購買力により確固たる基礎を與へ、不當なる低賃銀を排除し、標準最低賃銀を制定して賃銀率の變動を大いに緩和し、從來低廉の沿く行はれてゐた諸地域に高賃銀標準を導入した。

産業復興法と女子の賃銀＝労働立法が女子に及ぼす一般的影響は産業復興法の場合にも亦實證され、最低制度による賃銀の適正標準化に於ては大體男子よりも女子に對してより多くの便宜を齎してゐるのである。即ち一般に女子の賃銀は男子に比して低廉なのが常だからである。

諸種の調査資料を綜合してみると、加入産業に於ける全從業員の一六・六%を含む一五九種の法規は女子の低賃銀を認可してゐるに拘らず、男子に比して女子の賃銀がより速かに上昇してゐるのである。一九三七年の大統領委員會の報告は「女子を低賃銀にて雇傭し又は労働者の組織なき工業部門に於ては殆ど例外なく女子賃銀に關する特殊率の許可を、或はそれなき場合に於ては低廉なる最低賃銀の制定を要請してゐる」と述べてゐる。紐育は産業復興法實施期間中唯一の性別による工業部門の賃銀を記録してゐる州であるが、これによると一九三三年六月より一九三四年十一月迄の工業部門の平均週給増加率は女子一六・二%であるに對して、男子は三・四%であつた。同州の被服工業若干部門に於ける性別による賃銀増加率は次表の如くである。

仙又はそれ以上の増加率に關して左の數字がある。

	男子	6	10	7
賃銀增加率	女子	26	53	17

同期間に於けるペンシルヴァニア州諸工業の賃銀は一一・六%増加してゐるが、主要女子雇傭部門の上昇は更に著しく、左表の示す如く時に非常な増加振りを見せてゐるのである。

産業復興法と女子の増加率に關する資料中、紐育の

被服工業に就て調査せる婦人局の數字によると、同法又はそれに合同せる女子組合協定による女子の中間週

給は左の如き上昇率を見せてゐるのである。

ペンシルヴァニア州に於ける木綿服工業従業員の多くは女子であるが、その賃銀は一九三二年十月より一九三四年二月迄の期間に五割の増加率を示してゐる。

米國労働統計局の綿織物工業に關する調査によ

れば、女子の生計費に順應した適正週給は北部に於ては七%、南部では一・六%の増加率を示してゐる。

又同局は綿布染物業に關して、一九三三年七月に週給率は一九三三年八月(比較し得る最初の資料である)の四七%に對して一箇年後には五六%となつてゐると報告してゐるのである。

労働統計局の其の他の資料によれば、卷煙草工場に於ける白人女子の賃銀は四六%、黒人女子のそれは七三%上昇してゐる。同じく本絹及び人絹工業に關しては毎時賃銀三五仙又はそれ以上、毛織物及び編物工業の四〇

法施行(1934年)	法施行前(1933年4月)	法施行前(1932年1~3月)
------------	---------------	-----------------

7 (1933年4月)
19 (1932年1~3月)

綿編物
人及び
綿織物
本毛

要するにこの賃銀率の上昇は驚嘆の外なく、從來低賃銀であつたもの、即ち諸工業従業員、南部の労働者、特に女子労働者、人口二萬以下の小都市労働者、低賃銀労働者多き職業部門、換言すれば本法令下にある凡ゆる低賃銀制に對して根本的に修正が加へられてゐるのである。斯くの如く、本法は特にその目的とする從來憐むべき低賃銀に苦しめられてゐた分子を援護し得たことにその特色を示して居るのである。

産業復興法と労働關係——本法の目標の一は労働運動の助成にあり、その組織の強化を促進せんとする點にあつた。米國憲法は男子に對すると等しく女子に對しても労働運動を認可してゐるのであるが、後者は前者に比して組織力脆弱なるため、特に政府當局の援護を必要としてゐるのである。同法の實施中米國に於ける一般労働運動は著しく助成されて居り、その組織は大規模となり、組合會員は一九三三~一四年間に六十五萬の増加を示してゐる。然し産業復興法は既述の如く、一九三五年五月憲法違反の判決を受けて無効となつたのである。従つて本項に於てもこれ以上その詳細に亘る歴史を辿ることは差控へることにする。

産業復興法の影響に關する要略——産業復興法を通じて、特にその初期に於ける労働保護の試みは労働者を裨益するところ少くなかつたことが指

摘されてゐる。即ち一般的には、五萬餘の危險不衛生作業に從事する少年を含む約十五萬人の少年労働者を諸産業より除外し、從來の過長労働時間の短縮と諸産業に最低賃銀を制定して、同法案施行當時報告されてゐた全失業者數の約一七%に該當する百七十五萬人の労働者を復職せしめてゐる。同法實施の結果諸産業に於ける労働者の實收入も相當の増加率を示してゐるのである。尙労働運動は強力なる政府の支持を得て躍進し、新たなる組織力を發揮するに至つてゐる。

製造工業に於ける賃銀も稍々上昇し、女子に關しては著しい増加率を示してゐる。これは男子に比して女子の賃銀が最低標準にあつたことを物語るものである。接客及び事務的職業の二大分野に於ける女子に對する本法の影響は寧ろ輕微であつた。これらの分野に於ける従業者は多く女子であり、組織力弱く、當局も除外例の認可を餘儀なくせしめられることが少くなかつたことに起因してゐる。

この一大労働立法の試みを通じて經驗し得たことは、斯かる立法が原則として男女の平等を認め、その故に多くの場合女子を裨益することも甚大であり乍ら、而も尙女子の雇傭標準が同法令下に於ても實質的に男子に比して著しく遜色を見せてゐると言ふことである。産業復興法に加入せる諸産業の二五%は女子に對する例外的最低賃銀を認めてゐたのである。男女の賃銀差を検討するためには尙幾多の社會的要因に關する研究を要するのであるが、ここでも亦傳統的慣例が一大勢力として斯かる現象に影響してゐることは否定し得ぬ事實であり、更に一步を進めた婦人労働の保護に關しては特殊の方法が講ぜらるべきことが痛感されてゐるのである。

一、最低賃銀法と其の影響

女子の標準賃銀が男子のそれに比して如何に徹底的に凡ゆる場合を通じ

て低廉であるかは既述の如くである。而して最低賃銀法の制定が女子の増給に對して多大の效果を齎してゐることも亦確定的事實である。それらの資料は從來兎角散在してゐたのであるが、一九三五年には、十六州に於て最低賃銀法を實施するに至り、一九三六年に一州、一九三七年に他の四州がその例に従ふに至つて稍々完備されてゐるのである。

少く共十三州及びコロンビア區に於ては斯かる法令に對する一定の實施期間を經驗して居り、その影響に關しても信頼すべき記録が遺されてゐる。それらの資料は何れもこの法令による女子の増給を報告してゐるのである。若干の州では多年に亘りこの方法によつて女子の増給運動を繼續し、相當の成績を收めてゐる。以下産業地圖として重要な八州の資料に關してその實情を探つてみる。

1 カリフォルニア、コロラド、コネクティカット、イリノイ、マサチューセッツ、ミネソタ、ニューハンプシャイア、ニュージャージー、紐育、北ダコタ、オハイオ、オレゴン、南ダコタ、ユタ、ワシントン、ウイスコンシン。一九三六年にはロードアイランド、一九三七年にはネバダ、オクラホマ、ベンシルヴァニア、アリゾナが追加されてゐる。同じく一九三七年に米國大審院はアーカンソー、コロンビア區、ポルトリコ及びミネソタに於ける既存の賃銀法を復活せしめ、成人女子に適用すべき判決を下してゐる。從つて斯かる法令は一九三七年現在に於ては二十四管轄區域に實施されてゐたのである。

2 アーカンソー、カリフォルニア、カンサス、イリノイ、マサチュー

セツ、ニューヘンブシャイア、紐育、北ダコタ、オハイオ、オレゴン、

南ダコタ、ワシントン、ウイスコンシン。

カリフォルニア——一九一六年に最初の法令が布かれてより二十餘年間の施行によつて最低賃銀制が女子の標準賃銀を男子のそれに接近せしめる最も適切なる方法であることが實證され、不況のどん底に在りし期間も尙この制度によつて比較的高率賃銀を維持し得てゐるのである。カリフォルニアに於ては最低賃銀の増額に伴ひ、その改正の行はれる都度急速に女子の増給が行はれて居り、一九三一年の不況時にある程度の讓歩が必要とされた場合も尙自餘の諸州に於ける女子賃銀の暴落にも拘らず、同州のそれは驚くべき高率を保ち得てゐるのである。罐詰製造業に對する時間雇最低賃銀率は一九一六年に制定されてゐるが、一般産業に關する最も進歩的なものに一九一七年の最低週給一〇弗、一九一九年の一三弗五〇仙、一九二〇年の一六弗の三法令がある。

一九二〇年度のそれは全米諸州の最高を示すもので、爾來十五年間以上カリフォルニアに於ける女子從業員の標準賃銀が比較的高率であつたことを物語つてゐるのである。これは主として雇主側の熱誠なる支持によるもので、斯かる制度が特に季節的産業であり、従つて一般に低賃銀を以て知られる罐詰及び貯藏食料品製造、洗濯、製菓、被服等の諸工業に適用されるものであるので、このことなくしては到底所期の目的を達し得ざる性質のものであつた。

一九二〇年及びそれ以前のカリフォルニアに於ける諸工業從業者の中間週給は左の如くである。

	週給 ¹⁸ 弗又はそれ以上の割合		1919年3月(最低10弗) 1922年3月(最低16弗)	17弗又はそれ以上の割合	中間週給	
	1918年 (実施前)	1921年 (実施後)			1919 1920 弗	1919 1920 弗
全 製 造 工 業	15.0	40.0				
ペー カ リー 製 品	2.7	30.0				
箱、紙袋、厚紙、紙等	0.4	17.3				
果物野菜罐詰及び貯藏	20.9	38.7				
魚類罐詰及び加工	10.5	34.6				
乾 果 物 加 工	18.3	37.4				
男 子 人 服	16.1	57.6				
婦 製	12.9	51.7				
電氣機械、器具、部分品	7.4	27.7				
食 料 品 加 工	6.0	54.5				
印 刷 及 び 出 版	1.0	27.2				
煙 草	14.6	77.1				
洗濯(スティー ム)	18.8	30.8				
	6.6	39.6				

カリフォルニア州勞働統計局の報告によれば、製造工業從業員たる女子にして一九二一年に十六弗以上の收入を有せし者の割合は、一九二〇年の最低制度實施以前に比して倍加してゐる。洗濯業及び從業員五〇〇人以上を擁する製理工場に於て同制度實施前後に十八弗又はそれ以上を得てゐた者の割合は次の通りである。

この一九二〇年の十六弗を限度とする最低賃銀制の實施による影響は非常に顯著で、同年度を境界線としてその收入を比較してみると左の如き差異を示してゐるのである。

カリフォルニア及び其の他の諸州の賃銀率を比較してみると最低賃銀法とその実施方針による影響の大なるを思はしめるのである。一九二二年婦人局の施行せる二大産業地たるオハイオ及びニュージャージーに關する調査に従へば製造工業、商店、洗濯業を通じてその中間週給がオハイオでは一三弗六五仙、ニュージャージーでは一四弗九五仙であるに對して、同年度のカリフォルニアに於けるそれは製造工業一七弗、洗濯業一七弗三五仙、商店一八弗三五仙と言ふ高額を示してゐるのである。

斯くの如く最低賃銀法の實施によつて増給せる女子の割合は相當多數に上つてゐるのであるが、而も尙これを男子のそれに比較すると女子の劣位は依然として存續してゐるのである。製造工業に關する一九一八年(十六弗の最低制實施以前)及び一九二一年(實施以後)の報告によれば男子の九〇%餘は十八弗又はそれ以上を得て居り、兩年度に於ける割合も不變であつたに對して、女子の一九二一年に於ける割合は一九一八年の二倍半以上となつてゐるに拘らず、左の如く男子との比較ではその半數以下であることを示してゐるのである。

週給以上者の割合	14 弗又は者	1918			1922		
		18 以上 割合	1918	1922	18 以上 割合	1918	1922
18以上 割合	18以上 割合	15.0	40.0	40.0	15.0	19.0	22.0
1918	1918	91.0	91.8	91.8	91.0	91.8	91.8

これらの資料によつてみても明かなる如くカリフォルニアの實例は女子に對する最低賃銀法が如何にその標準賃銀の引上げを促進してゐるかを物語る好個の例である。

マサチューセッツ同一州に於て最低賃銀法が最初に實施されたのは一九一四年であつた。而してその施行方針は常に非命令的で實行力を缺き、その最低額も寧ろ低いのである。従つてここではカリフォルニアに於けるが如き顯著な結果は見られない。然し乍らその二〇餘年間の歴史を通じてみるとマサ

チユセツツ州に於ても等しく賃銀法は女子の待遇改善を促進してゐるのである。

重要な女子雇傭産業にして低賃銀を以て知られる諸部門に就て、最低賃銀法實施以前の實情とその實施によつて如何なる範囲の影響を及ぼしてゐるかを檢閱せる州勞働及び産業部の報告によると、豫期の如く實施後に於て著しい効果を見せてゐるのである。制定された最低額は依然として低く、その實施當時一般物價は昂騰の傾向を示してゐたにも拘らず、よく賃銀法の效果的なるを示してゐるのである。これらの檢閱時期は高物價の頂點にあつた一九二〇年又は一九二一—二二年の小不況期を避けて居り、賃銀法の施行は前述の如く強制力なき場合に於ても尙且つ左の如き結果を收め得てゐるのである。

週給以上者の割合	14 弗又は者	1918			1922		
		貨銀法前	實施後	檢驗	初時	最當	63.5
藥局(1923, 1924)		9.9*	51.6	50.8	51.6	63.5	63.5
電力設備品及び器具(1925, 1928)		46.2	46.2	50.8	50.8	50.8	50.8
洗濯業(1918—19, 1923)		14.4*	14.4*	14.4*	14.4*	14.4*	14.4*
小賣商(1919, 1922—23)		21.8	21.8	21.8	21.8	21.8	21.8

* 13 弗又はそれ以上

事務所及びビルディング等の掃除婦、〇〇〇乃至二、〇〇〇人に關する報告によれば、彼女等の收入は非常に低廉なのであるが、賃銀法の施行によつて著しく増給してゐる。法令實施以前には彼女等の四〇%餘は一時間三三仙以下の賃銀を得てゐたのであるが、實施以後斯かる低收入の者は三%未満となつてゐる。法令實施以前一時間三八仙の高賃銀を得てゐた者は一三三%であつたが、實施後は各年次によつて異つて居り三分の一乃至半數以上がこの額を得てゐる。又一〇一一七%は最低四五仙を得るに至つてゐるのである。

賃銀法實施以前の中間週給は六弗五五仙と言ふ様むべき少額で僅かに二五%が七弗三五仙を得てゐたのである。實施以後は一九二一年の不況時に於ても中間收入は一弗三五仙で、中二五%は一二弗五五仙を得てゐる。この低收入部門を爲す掃除婦の週給に關する検閲報告の數字を學ければ左の如くである。

中間週給	増給率		一回乃至 四回 半 得	弗 6.55 7.35 10.90 12.55 13.20 13.50	10.00 11.35 11.55 12.10	13.50
	一回乃至 四回 半 得	乃 至 四 回 半 得				
法令実施以前	12.05	14.25	18.3			
製品	8.30	12.35	48.8			
コルセット	10.25	9.70	5.41			
編物製品	10.40	15.00 ²	44.2 ²			
男子衣服	6.50	18.00 ²	176.9 ²			
男子日用品	6.65	13.75	106.8			
帽子	8.95	15.60	74.3			
モスリン下着紙箱	6.10	9.35	53.3			
婦人服	10.15	13.70	35.0			
掃除婦(事務所及びビルディング)	6.00	18.00 ²	200.0 ²			
	6.55	10.00	52.7			
洗濯業商	5.95	13.35	124.4			
小	7.05	8.55	21.3			

1 ここでは減少してゐる(1921年不況時に於て)。
2 中間週給はこの額以上である。

上昇してゐるが、物價には斯かる昂騰振りは見られない。男女服、洗濯、男子用品等の諸工業部門に於ては五年乃至十年間に數次に亘る賃銀法の制定により非常な増給の跡を見せてゐるのである。左はこれら及び其の他の諸工業に關する統計である。

これを各工業別に就てみても屢々一回乃至數回に亘る最低賃銀法の制定によつて漸次増給の傾向を示してゐる。而してこれらの法令が一般物價の昂騰期間中に實施されてゐるにも拘らず、増給率は屢々物價の昂騰率を凌駕してゐるのである。その一例として商店及び

ウイスコンシン州に於ける賃銀を他州のそれと比較してみると女子に對する最低賃銀法がここでも明かに有意義であることを示してゐるのである。一九三二年の不況當時、同州罐詰製造工場に於ける経験ある女子の毎時最低賃銀はその都市の大小により一〇仙より二二・五仙であった。同じく最低賃銀法を有するカリフォルニアのそれは二三・二三仙であり高額であつた。これらに反して紐育では同年夏は未だ賃銀法を制定してゐなかつたのであるが、四三罐詰工場に於ては約七五%の女子は毎時二二・五仙を得てゐたのみであることが明かにされてゐる。

上述の如くウイスコンシンの賃銀は決して高率ではないのであるが、尙且つ他州に比すれば良好の部に入つてゐるのである。即ち一九三〇年度の三工業に於ける常時雇用者平均週給に關して米國労働統計局の示す數字を擧げてみると左の如く殆ど例外なく他州より高率を示してゐるのである。

ウイスコンシンー制定されてゐる最低賃銀額はことでは比較的低額なので、その一般標準賃銀の上昇に影響する程度も左程著しくはない。尤も二十年間の実施期間を通じて見れば甚しく低賃銀に悩んでゐた多數の女子に對して決定的にその増給を齎してゐることは事實である。

イ以の州
ウンも
がシる
率ソノ
銀ス下
告は又

11 8 9

州数
る市
14 13 12

州
州
市

州
州
市

州
州
市

告は又

短靴
及
子
下
服

銀法に對する異常な且つ廣範圍に亘る關心が喚起され、其の他の諸州に於てもその制定に新たなる拍車をかけるに至つたのである。中四州に於ては重要な便達分野としての洗濯業に關して、從來より多數の工場に於ける賃銀率が甚しく低廉に過ぎしため、從業者側が最低標準制定のため當局の協力を要請せ

るに呼應して新たなる賃銀法が制定されてゐる。その結果關係諸州の洗濯業女子從業員の賃銀は著しい上昇振りを示してゐる。

本分野に於ける三州の平均週給の上昇状態は左の如くである。

毎時平均收入に就てみても右三州及びイリノイ州に於て下表の如き増給率を示してゐる。

平均週給	増給率
平均実施以前	最低法規後
弗 10.20	11.33
10.41	13.42
8.83	10.61

紐育州に於ては賃銀法實施以後八一%の女子の毎時收入は増加してゐる。一九三三年五月より一九三五年十一月に至る全生産工業に於ける女子平均週給の上昇率は一六・七%であつたに對して、洗濯業のそれは二八・九%で前者に比して遙かに高率であつたことを示してゐる。

最低賃銀法が女子に對して有利な影響を及ぼしてゐることは紐育州に於て斯かる賃銀法が廢止されるや直ちに再び低下の傾向を示すに至つてゐる事實に徴しても明かである。紐育州産業部機關誌はこの事實を確認して左の如く述べてゐる。

米國の婦人労働狀態に就て(II)

最近賃銀制を實施せる諸州一一九二九—三〇年に突發した大恐慌は女子の賃銀を未曾有の低率に暴落せしめたのであつたが、これを機會に既存の最低賃銀法に對する異常な且つ廣範圍に亘る關心が喚起され、其の他の諸州に於てもその制定に新たなる拍車をかけるに至つたのである。中四州に於ては重要な便達分野としての洗濯業に關して、從來より多數の工場に於ける賃銀率が甚しく低廉に過ぎしため、從業者側が最低標準制定のため當局の協力を要請せ

るに呼應して新たなる賃銀法が制定されてゐる。その結果關係諸州の洗濯業女子從業員の賃銀は著しい上昇振りを示してゐる。本分野に於ける三州の平均週給の上昇状態は左の如くである。

毎時平均收入	増給率
最低法規前	最低法規後
仙 25.8	仙 27.5
27.3	30.6
24.1	31.0
22.9	27.5

最低賃銀法の影響に關する資料の充實を期するため婦人局は賃銀法實施中の紐育州に於ける一三一洗濯工場及び賃銀法の制定なきペニシルヴァニアの同業一一六工場の女子賃銀を調査してゐる。最低賃銀法下にあるものの増給及び標準賃銀率共に法令外にあるものより遙かに高率であつた。左の數字はその實情を示すものである。

毎時平均收入	増給率	27.5 の 入 下 者 1月 1935 時 以 合	73.5 の 入 下 者 1月 1935 時 以 合
1933—1935 平均收入 增加率	28.6 14.7	0.8 73.5	

最低賃銀法の及ぼす其の他の影響——上述の資料によつて明かにされたことは米國に於ける女子に對する最低賃銀法の實施は常にその標準賃銀を上昇せしめるべであると言ふことである。

尙この法令が女子に及ぼす影響に關して屢々繰返される他の二の重要な質問がある。即ち

一、その女子雇傭に關する影響は如何であるか
二、從來最低額以上の收入を得てゐた女子の賃銀を低下せしめる怖れはないか

と言ふことである。多年に亘る賃銀法の實施は斯かる質問に對しても回答を與へるに足る幾多の資料を提供してゐるのである。

大審院が最低適正賃銀法の無效を宣言してより四ヶ月以内に労働時間は延長され、賃銀が低下してゐることは特筆すべき事實である。而もこれは洗濯業者協會が高賃銀を維持せんとして熱心に努力せるにも拘らず行はれたものである。

最低賃銀法實施と女子の雇傭——最低賃銀法の實施が女子の就職に關して何等かの一般的影響を及ぼしてゐると言ふ實證は擧げられてゐないのである。事實、賃銀法の制定は女子の標準賃銀こそ相當程度増加せしめてゐるのであるが、その額は男子に比して尙且つ著しく低いのであるから、斯かる法令の實施が男子の代替によつて女子の失業を招來するが如きことはあり得ないのである。女子有業者の一定の移動率が時と場所とを問はず間断なく繼續されてゐることは賃銀法の施行以外の幾多の原因によるものである。又失業者ある場合も産業上の理由によるもので、女子の増給を齎しつつある部類の法令はその雇傭には殆ど影響を及ぼしてゐないのである。多くの場合賃銀法の實施は左の諸州の實例が示す如く、女子の就職率をも順當に増加せしめてゐるのである。

カリフォルニア同州に於ける經驗に従へば、週給十六弗の最低賃銀制が實施されて以來製造工業部門内の女子從業者數は減少せざるのみか却つて増加して居り、全有業人口に對する女子有業者の増加率は更に著しい増加率を示してゐるのである。この賃銀法の制定されたのは一九二〇年であり、右の資料は州勞働局が一九一八及び一九二一兩年度に關して調査したものである。

洗濯業をも含む全工業中、全從業員數に對する女子の割合は一九一八年の一九・八%に對して一九二一年には二六・七%となり著しく増加してゐる。一九二一年に五〇〇人以上の從業員を擁する工場中女子從業員の割合は左の如く何れも増加を示してゐるのである。

	全從業員に對する女子の割合	
	1918	1921
野菜果物罐詰及び貯藏	62.1	65.7
服工工草及び附加	77.3	79.6
人品物	48.1	54.9
料果	29.8	56.4
婦食乾煙	51.4	59.6

* 1921年の女子の數も減少のため、報告件数が少ないのである。

前述の部門に於ける女子の就職率は十六弗制實施以前の一九一九年に比して倍加以上の數字を示してゐるのである。カリフォルニア州に於ける一九二〇—三〇年間の前記諸部門の女子有業者増加率は六九%に垂と不況時代には減少してゐるが、これとて不況の絶頂にあつた一九三〇—三一年當時尙を辿りつつあるにみても明かである。尤も

洗濯及びドライクリーニング業、製造工業等の女子從業員が法令實施後も増加の一途を辿りつつあるにみても明かである。尤も前述の部門に於ける女子の就職率は十六弗制實施以前の一九一九年に比して倍加以上

の数字を示してゐるのである。カリフォルニア州に於ける一九二〇—三〇年間の前記諸部門の女子有業者増加率は六九%に垂と不況時代には減少してゐるが、これとて不況の絶頂にあつた一九三〇—三一年當時専を辿りつつあるにみても明かである。尤も

前述の部門に於ける女子の就職率は十六弗制實施以前の一九一九年に比して倍加以上

の数字を示してゐるのである。カリフォルニア州に於ける一九二〇—三〇年間の前記諸部門の女子有業者増加率は六九%に垂と不況時代には減少してゐるが、これとて不況の絶頂にあつた一九三〇—三一年當時専を辿りつつあるにみても明かである。尤も

前述の部門に於ける女子の就職率は十六弗制實施以前の一九一九年に比して倍加以上

の数字を示してゐるのである。カリフォルニア州に於ける一九二〇—三〇年間の前記諸部門の女子有業者増加率は六九%に垂と不況時代には減少してゐるが、これとて不況の絶頂にあつた一九三〇—三一年當時専を辿りつつあるにみても明かである。尤も

六洗濯工場に關する賃銀法實施期間中の女子就職状態の變動を調査せるものがある。これによると、女子從業員は實數に於て四・五%増加してゐる。女子が解雇されてゐる場合は大體新しき機械の導入又は純全なる産業上の理由によるものであつて、雇主が賃銀法を理由として擧げたものは僅かに三件のみであり、而も彼等の不平は實質的には賃銀法そのものにあるのではなく、短時間労働及び殘業に對する高賃銀の要求に對するものであつた。又婦人局の紐育に於ける一三一洗濯工場及びペンシルヴァニアの一六同種工場に關する調査に就てみると、賃銀法の制定なき後者に比して、一九三一年に尙二〇紐育の就職増加率はより大であつた。即ち一九三三年五月より一九三五年十一月に於ける女子の就職増加率は紐育の五・九%に對して、ペンシルヴァニアは僅かに二・九%であつた。

オハイオ同一工場に關する賃銀法實施前後の狀態を調査せるものによれば、その期間内に洗濯及びドライクリーニング工場共に女子從業員は増加せるに反して、ドライクリーニング工場に於ける男子は減少してゐるである。

ウイスコンシン一九三三年四月同州に於ける八六三人の雇主に最低賃銀法が女子及び未成年者の解雇を招來せる事實ありや否やとの質問を爲せるに對して九六%は否と回答してゐる。少數の解雇を報告せる者も、その理由として從業員の無能を擧げて居り、從つて斯かる理由は賃銀法と無關係に生じ得るものであることを暗示してゐるのである。

最低額以上の收入を有する女子—最低賃銀法の目標とするところは特にどん底にある賃銀率の上昇を促すにあり、斯かる法令によつてその目的を完遂し得ることは過去の幾多の事實がこれを證明してゐるのである。賃銀法は又多くの最低額以上の收入を得てゐた者のそれを更に上昇せしめてゐ

る。同法令がこれらの人々を考慮に入れてゐないのであるから、これは副產物的現象であり、賃銀法を施行する左の諸州に關する若干の例に徴しても明かである。

カリフォルニア一九一〇年十六弗の最低制限が實施せられて以來、週給十七弗以上を得る女子の數は一九二九年に至るまで漸次增加して居り、一九三〇年には稍減少してゐるが、一九三一年九月現在斯かる週給額を有する女子は五八%に上つてゐた。而してこの不況時の一九三一年に尙二〇弗以上の週給を有するものは製造工業五・六%、洗濯及びドライクリーニング二二・九%、商店四五・七%の割合を示してゐるのである。

マサチューセッツここでは最低賃銀は普通十四弗以下で相當低額であり、その法令は強制的ではないのであるが、尙且つその増給振りは左の如く顯著であつた。

週給 17		以上者の割合		
銀法前	銀法定	後検	に検	後れる時
		実施の時	後ける時	年間當
	*	19.5	31.4	
	12.0	24.6	26.8	
	*	14.1	23.7	
	8.1	26.3	38.3	

北ダコター同州に於ける産業人口は左程大ではないのであるが、最低賃銀法は多年に亘つて實施されてゐる。婦人局が一九三一年の不況時に於て調査せるものによれば、廣範圍に亘る女子産業人口の約三分の一は最低額以上の收入を得てゐたことが報告されてゐる。

新たに賃銀法を實施せる四州と洗濯從業員の賃銀—比較的近年に至つて賃銀法を制定せる若干の地域に於て先づその適用範圍を洗濯業に限定したことは既述の如くである。その結果により多數の女子の賃銀が最低法の制定

額に引上げられたのみでなく、從來以上に多くの女子が最低額を凌駕する

收入を得るに至つてゐる。賃銀法制定前後に於て、最低額以上である毎時三〇仙以上の收入あるものの割合を示せば左の如くである。

同様の傾向は最低より遙かに高額を得てゐる人に就ても見られるのである。左の數字はこの間の事情を示すものである。

最低賃銀法の一般的影響——米國諸州に於ける最低賃銀法の影響は全般的にみて大多數の女子の賃銀を著しく上昇せしめて居り、時としてその效果は非常に顯著であることを示してゐる。

又最低額以上の收入ある者に對しては斯かる法令の制定が減收を來さざるのみか却つて増給を促して居り、最低額が實質的に最高額とならざることも過去の歴史がこれを證明してゐるのである。女子の就職に就ては、最低賃銀法の有無は殆ど無關係であることが事實によつて裏付けられて居り、長年に亘り最高額の賃銀法を實施せるカリ

フォルニアの如きは全國に於けるよりも更に著しい女子の就職增加率を示してゐるのである。女子有業者の移動率が一般的に著しいのは賃銀法以外の幾多の理由によるものであり、斯かる法令が特に女子を解雇し、男子によつて業務を代行せしむるが如き何等の一般的傾向も見られないものである。

	下記特殊額の收入を有する者の割合		每時30仙以上ある者の割合	
	最低法制定以前	最低法制定後	最低銀法実施以前	最低銀法実施以後
ニュー・ハンプシャイア 週給16弗の收入ある女子	3.5	13.9	18.2	20.9 42.4 25.0
紐育一週給15弗の 收入ある女子	9.1	21.7	37.5	15.6

ある種の職業が何等かの理由によつて攻撃の矢面に立つ時、斯かる職業部門の關係者がその擁護に躍起となるのは寧ろ當然の現象と言ふべきであらう。彼の一九三〇年代の世界的不況期間に、ある地域及び特殊の場合に女子の就職問題の可否が論議されるに至つたのも稍々その分類に屬する實例である。當時は特に某國等に於ては多數の無所属女子生産人口を擁し乍ら、傳統的な家政の切り盛りが女子の唯一の義務であり職場であると主張されたものである。

米國に於ても主として、經濟的視野から多年既婚婦人の就職に對して、部分的にはあるが反対運動が行はれてゐた。従つて前記の如き動向は全米の婦人をしてその地位乃至財政上の責任等を無視して凡ての職を拒否せんとするものではないかを怖れしむるに至つたのである。而してこのことは勞働立法によつて女子に對する賃銀、労働時間及び其の他の條件を改善せしめんとする運動が女子の就職の門を寧ろ狹めるものではないかとの危惧の念と共に、婦人の解放運動に一層の拍車を掛ける結果となつてゐるのである。

同様の状態が第一次世界大戰後の不況時に於ても發生してゐる。即ち當時は單に女子の労働時間を組合運動によつて獲得せる既存の男子に對するそれと同様に短縮せんとする保護立法さへもその就職の機會を失せしむるかに考へられたものである。

この傾向は又適宜に個々の問題を捉へて女子に對する労働立法を制定せんとする分子に對して、多年婦人の絶對的平等を主張し、米國憲法の修正によつて男女間の差別待遇を一掃せんとする一派（國家婦人黨との運動を支持する有力分子）による反対運動となつて現れてゐる。

この間にあつて婦人局は國家の機關として「女子有業者の福祉を増進し、その労働状態を改善し、能率の増進を計ると共に、彼女等の地位の向上を促進せしめる」義務を有する關係上、女子有業者に對する労働立法の制定とその實質的效果に就て正確なる情報を蒐集せんとして多大の努力を傾注してゐるのである。そのため廣汎に亘る調査を行ひ、その報告は特に客観的資料により公平を期してゐる。従つてこの報告は女子に關する労働立法とその影響に對する世界で最も完備したものであると自稱してゐるのである。故にその結論は調査當時と現在とを問はず、原則として信憑すべき性質のものであり、又將來に於ても然りと思惟されるものである。

④労働立法の影響とその特徴——この調査は一九二六年三月より九箇月間に亘つて行はれ、一、六〇〇餘の工場、會社、店舗等に關係する六六萬餘人の男女從業員と、賃銀法によつてその地位の變更を見、又は特殊狀態の下に就労する者及び他州に於て女子の雇傭を禁止する職業部門に就労する一、二〇〇餘人の女子從業員との個別的會見による資料を綜合報告せるものである。問題の處理及び調査の方法はその結果に於て客觀的特質を失せざる様、科學的たることを期してゐる。その具體策として特種産業部門に關して賃銀法實施前後の實情を探り、同様法令を制定せざる其の他の諸州に於ける同種産業の狀態を擧げて兩者を比較研究してゐるのである。重要な女子雇傭産業五部門に就て——短靴及び長靴、靴下、紙箱、電氣器具及び部分品、被服の五種生産部門が賃銀法實施諸州に於ける一般女子産業人口の狀態を代表し、女子の地位決定に一般的影響を及ぼせるよき實例として選定されてゐるのである。又法令の制定せるものより長時間の労働を爲しつつある分野及び夜業と女子の關係も調査してゐる。女子の労働

時間に法令を以て制限を附せざる諸州に對しては、これを禁止せる他州の女子の雇傭範圍を、又斯かる制限の實施されつある場合は雇主側と會見して斯かる法上の制限なき場合女子の就職率は増加の可能性ありや否やに關してその意見を求めてゐる。

特殊就職分野及び職業に就て——本調査は又製造工業に於ける女子從業員に關するもの以外に、其の他の分野に於ける女子の雇傭制限を目標とする法令、特に左の諸部門に關する労働時間の制限に就て調査してゐる。

女子の從事する重要分野

商店員

料理店給仕

個々の具體的問題を提供しつつある職業

電車車掌及び改札係

昇降機運轉手

藥劑師

金屬商

印刷業

ある州に於て女子の就業を禁止する特殊職業（場合により非常に少數

で問題とならぬ程度のもの）

熔接工

磨き、光澤出し、鞣し工

貸自動車運轉手

メートル記録係

部分的調査に協力せる機關——勞務配置の見地よりする立法が如何に女

子の雇傭に影響を及ぼしてゐるかに關する情報を蒐集するために、婦人局は米國國立職業紹介所と共に四四州に於ける地方職業紹介所の協力を得てゐるのである。

紐育州産業調査委員會も亦提案中の女子に對する四八時間労働制度に關する多數の人々の體驗談を提供してゐる。

婦人局の蒐集せる情報は更に二回に亘つて關係州労働當局の調査を以て補充してゐる。即ち紐育州労働部産業婦人局の調査にかかる若干の夜業に從事する婦人記者に關するものは本報告の夜業に關する立法の部に、ペンシルヴァニア州産業労働部女子及び兒童局の同州に於ける商店に關する調査の概要も等しく本調査に採録されてゐるのである。

産業婦人と之の會見とその經驗談——個別會見による女子有業者と立法に關する記録は詳細に亘る女子産業人口の統計的検討にも劣らず重要である。特殊職業又は他州に於て法令を以て禁止してゐる分野に働きつつある一部の女子を除き、會見せる者は凡て立法制定當時の有業者に限られてゐる。而してこの部門に於ける調査は特に資料の客觀性を維持するため、引用せる立法そのもののは是非を論ずることは避けてゐる。多くの場合重要な労働立法は制定後相當の年數を経て居り、其の全實施期間中就業の記録を有する女子は制限されて居り、従つてこの方針によつて會見せる者は數に於て可なり限定されてゐるのである。然し乍ら、尙相當數の女子が直接體驗せる特殊労働立法とその影響に關して陳述して居り、斯かる證言が立法の特殊性に幾多の示唆を與へてゐることも亦事實である。

調査範圍——この廣汎に亘る調査の全範囲は左表の如くである。

	工場數	女子從業員	工場數	男子從業員	女子從業員
光澤出し、 磨鍛工 接工 メートル記録係 (電氣及び瓦斯)	43	526	312	75,947	44,894
自動車運轉手	19	126	37	8,142	7,288
	16	—	81	7,164	8,942
	20*	40*	106	55,907	17,055
* 調査せる工場中 20 工場には皆無であつた。	工場數	女子從業員	工場數	男子從業員	女子從業員

計	工業	靴	服	品	下	箱	店	業	代	口	業	統存	機運	手	*	*
總	製造	長靴	及	用	品	下	箱	店	(給仕)	業	業	業	業	業		
	被	短靴	被	氣	被	電	靴	紙	商	理	交	業	業	業		
	電	被	電	氣	電	靴	紙	商	料	店	業	業	業	業		
	商	電	靴	紙	商	理	店	業	長	方	業	業	業	業		
		電	靴	紙	商	理	店	業	夕	女	業	業	業	業		
		電	靴	紙	商	理	店	業	女	對	影	業	業	業		
		電	靴	紙	商	理	店	業	對	影	業	業	業	業		
		電	靴	紙	商	理	店	業	法	特	記	記	記	記		
		電	靴	紙	商	理	店	業	計	計	計	計	計	計		
		電	靴	紙	商	理	店	業	其	他	其	他	其	他		
		電	靴	紙	商	理	店	業	1,563	500,223	164,552					

以上	外に三八州に於ける薬局及び州労働部の協力による薬剤師に關する報告が含まれてゐる。
更に	ある州に於て女子の就労を禁止してゐる四職業に關して、斯かる禁
止令	なき他州に就労中の女子の體験を左の範圍に於て蒐集してゐる。
令	既述の如く女子有業者の經濟的乃至産業
労働立法の影響に關する調査より得たる結果	論——
分野に於て占める地位は、地理的特質、經濟	
狀態、産業上の需要、勞働力の需給關係、產	
業人としての女子の地位等に多大の差異のあ	
るにも拘らず、歲月を経ると共にその重要性	
を加へつつあるのである。	

斯くして女子有業者の増加に伴ひ、女子を

対象とする幾多の労働立法が制定されるに至つたのであるが、地域を異にするに從つて女子の就職の機會が異なると同

様、法的制限の影響範囲も異つてゐるのである。ある州では女子産業人口に對して最も徹底的に法的制限を設けてゐるが、他州に於ては殆ど何等の制限をも加へてゐないのである。又ある州では問題の法令は多數の女子有業者に適用し、他州に於ては極めて少數の女子にのみ適用されてゐるのである。然し既存の最も完備した法令も獨自の立場に於て就労する多數の専門的其他の職業婦人又は監督の地位にある女子には適用されてゐないのである。

一九三七年現在の女子有業人口及び最近の立法上の變化とその影響に関する資料は存在してゐないのであるが、これらの二要素を度外視しても、婦人局の本調査施行當時、特殊労働立法によつてその労働時間の制限を受けてゐたものは全女子有業人口の約三分の一に過ぎないと推定される。実施中の産業法は各種部門の経験とその努力によつて異り、あるものは一地方に於て優位を占め、他のものは異なる地域に於て優勢を示してゐるのである。

この調査には多種類の女子有業者の標本的實例が蒐められてゐる。ある種の職業に關するものは廣汎に亘る分野を代表するものとして、其の他は單獨に特殊の状態を制限せんとする立法である。然し取上げられてゐる諸種の職業及び産業は相當廣範囲のものであり、主要女子職業部門に關する異る幾多の立法の長所及び短所を充分に指摘し得てゐるものと考へられてゐるのである。

労働時間に對する影響——製造工業部門に從事する女子に適用される労働時間法は一般的に女子の就職を妨げざるのみならず、その雇傭状態を安定せしめ、現代的産業能率の増進及びその標準化に少なからず寄與してゐるのである。斯かる法令が産業界以外の特殊職業に適用される若干の場合に

は女子を窮地に陥れることも皆無ではなかつた。然しそれは寧ろ例外的な事例であり、労働立法そのものの發展は斯かる理由によつて阻止さるべき性質のものではないと考へられてゐる。

一週の労働時間を四八—五〇時間に法令を以て制限してゐる四州の女子從業員二四、二一六人を擁する一五六工場に就て調査したものによるところ僅かに二工場のみが斯かる制限法によつて女子の就職が多少影響されてゐることを示してゐるのである。而もこの二工場に於て減少せる女子從業員の數は僅かに九人であつた。二萬四千餘人中の九人は數に於て問題とならず、斯かる制限法が女子の就職の機會を何等阻害するものでないことを物語つてゐるのである。

女子に對する労働の時間制限は又一般的に短時間労働法の制定を促し、個々の長時間労働の例を除外せしめてゐるのである。尙多くの場合法令による女子の労働時間の短縮は男子に對しても同様の結果を齎してゐるのである。然し乍ら、法令による製造工業部門の労働時間の短縮は單に一の方法に過ぎない。地域別又は産業別によつて多少に拘らず同様の効果を及ぼしつつある其の他の要因は、從業者又は他の業者との協定、同業者間の競争、製品に對する必須條件、事業界の不振等である。斯くの如き職業、産業、地域別等の異なる事情のため、綜合的結論の不可能であることを本調査は特に強調してゐるのである。

製造工業部門に於ては女子從業員に對する時間制限法を通じてその地位又は就職に及ぼす影響は極めて些細なものであることが判明してゐる。一般的に雇主は長時間労働が能率的でないことを認めて居り、この傾向は最近特に顯著となつてゐる。優秀なる労働者を獲得せんとして業者間の競争は屢々、労働時間の短縮となつて現れ、隣接地域に法令によつて女子の短

時間制が布かれてゐる場合は更にそれ以上の短縮を斷行して労働力の争奪を緩和せしめんとする例さへ擧げられてゐるのである。

女子の労働時間制限法は時として同工場内の男子の時間制度と異なることがある。然しこれは制限法適用工場のみに限られた現象ではないのであつて、斯かる理由により女子の就職の機會が制限され又は阻害されることはないのである。實際問題として男女従業員の労働時間は往々にして異なる場合があるのであるが、これは制限法の故ではなく、業者又は労働者の便宜上設けられた制度なのである。

労働時間の制限が女子を職場より驅逐し男子によつて代行されたと言ふ事例は殆ど見られない。製造工場に於て男子は女子以上の長時間労働を許可されてゐるのであるが、女子が男子と同様に働き得ぬとの理由でその就職の機會を失してゐると言ふ實證も擧げられてゐないのである。又女子がより長時間労働し得ることによつて拓け行く職場も若干あり得るとしても、それらが特に將來性のある職業部門とも考へられてゐないのである。労働時間法の歸結として女子の就職が何等阻まれてゐないのみならず、斯かる法令によつて女子有業者の地位そのものも制限を受けてゐないことが判明してゐる。カリフォルニアに於けると同様、インデアナ、マサチュセッツ、紐育に於ても多數の女子が同法令下に就職してゐるのである。女子が法令によつて許されてゐる以上の長時間労働に服する男子を雇傭する業者の半數以上は、縱へ法律による制限なき場合と雖も、女子に斯かる長時間制を強ひることはないと斷言してゐる。

時間の短縮と残業の廢止以外に、時間制限法の最も重要な影響は女子の雇傭を促進すると言ふことである。女子の労働時間が一週四八—五〇時間に制限されてゐる場合、より大量の女子が就職するに至つてゐるのが一般

的な状態である。これは残業によつて忙殺を防ぐ途なきために招來される必然的結果なのである。

其の他の實例として、時間法と女子の雇傭の關係を示すものに、法令實施當時就職中の女子有業者自身の體験記録がある。これによると時間法の制定によつて解雇され又はその地位の動搖を感じた者は皆無であつたことが明かにされてゐる。斯くの如く、時間法の制定によつて一般女子有業者の経験したことは、當然の結果として單にその労働時間が短縮されたと言ふことに限られてゐるのである。

夜業法の影響—産業方面に於て法令により女子の夜業を禁止してゐるのは主として業者の斯かる處置に關する一般的態度の反映であるが、それは時に女子の就職を阻止する結果となつてゐることもある。又法的制限の有無に關せず、女子の夜業に對する業者の反対は驚くべき徹底振りを示してゐるのである。夜業は男子に對してさへ好ましからざる服務と考へられてゐるのであるから、女子に對しては尙更のことである。女子が夜業に從事し得ぬために、時に晝間の職をさへ失ふこともあるかに考へられるのであるが、ここでも亦夜業の禁止がその最大の原因となつてゐるのではなく、某州に於ける顯著なる一例の如きは女子の夜業法なき場合に斯かる事實が生じてゐるのである。

斯くの如く全般的にみて、多くの地方又は産業に於ては男女を問はず、夜業は避くべきものとされて居り、平時に於けるその従業員數は漸次減少しつつあつたのである。特に大多數の業者は女子の夜業を排斥して居り、法令の有無に拘らず女子の雇傭を避けてゐる。尚禁止又は制限法が特殊専門的又は半専門的職業に無差別に適用される場合は女子の就職を限定する結果となつて現れてゐるのである。

禁止法の影響—女子に對する労働立法は大體二部に分れてゐる。一は女子の就業を確定的に禁止するものであり、他はその業務状態を取締るものである。取締りを目的とする法令も事實上女子の就業を禁止する結果となるものもある。然し元來禁止法と取締令とではその包含する問題の性質も非常に異り、調査方法をも異にしてゐるのである。従つてある種の職業に及ぼす禁止法の影響は取締法のそれとは著しく異つてゐる。事實禁止法の目標は只一つ、目指す職業分野から女子の就業を除去することである。従つてこの法令の影響範囲を調査するためには斯かる女子の削除が唯一の重要な條件である。然し現實の問題としては禁止法實施中の地域に於ける就職の機會が斯かる法令によつて如何なる程度の影響を蒙つてゐるかを測定することは非常に困難である。本調査は斯かる禁止制度なき地方に於ける女子從業者及びその雇主との個別的會見によつて労働狀態及び個人的體験の記録を得、これに基き他地方に於ける就業禁止が事實女子に對して有意義であるか否かを推定せんとしてゐるのである。

鑛山、採石場及び酒場(未だに法令の目標となつてゐる)の如きは本調査の質問に對して何等の反響をも示してゐないかに見える。何人も女子の鑛山就業を真剣に考慮するものなく、従つてここでは調査項目として一般人の注目を惹くに至つてゐないのである。即ち米國に於ける從來の鑛業と女子の雇傭に對する慣例は一般に常識化されてゐるからである。

一州又はそれ以上に於て法令によりその就業を禁じられてゐる女子の職業は極めて少數である。而してその大部分は女子に左程の影響を及ぼすものではないのであるが、時に慎重な考慮を要するものも皆無ではない。本調査に於て取扱はれた禁止法關係の職業は磨き、光澤出し及び鞣し、アセチリン及び電氣による熔接、貨自動車運轉手、瓦斯及び電氣メートル記錄係である。

この調査の進行當時、他州に於ては多數の女子が前記の如き禁止業に從事し、好成績を收めてゐたので、實施地域に於ては一種の制限法程度に取扱はれてゐたやうである。而して斯かる労働立法による取締りは往々にて女子に對する差別待遇の機會を與へてゐることが指摘されてゐる。

産業、社會、經濟的要因の及ぼす法令以上の影響力—殆ど例外なく凡ゆる職業に於て眞に女子の就職の機會を左右しつつあるものは法令による労働時間又は狀態の取締り以上の要因であることが本調査によつて明かにされてゐるのである。

即ち製造工業に於ては製品の種類、製造過程の分業又は單純化、機械の發達及び製造の機械化、勞働力の需給關係とその賃銀、その當時の一般心理狀態等の凡てが女子の地位を決定する重要要素である。これらの要因は産業及び地域別によつてその性質を異にしてゐるのであるが、何れにしても時間取締令以上に女子の就職により顯著な影響力を及ぼしてゐるのである。

他の職業に於ては専異る要因が女子の就職範囲により顯著に影響してゐる。事業界に於ては女子に拓けた新分野に對してより寛大にして試験的な態度が好成績を收めてゐる。料理店では女子に最も適職であるとの社會的認識の徹底が、薬局に關しては女子の能力に對する社會のより大なる信頼によつて、金屬商は業者及び男子從業員の女子に對する偏見の排除により、其の他の職業に於ても女子の能力が漸次認識されたことによつて、女子の有業者としての地位を決定し向上せしめつつあるのである。斯くの如く、これらの要因の及ぼす影響は單に法令の制定のみによつて輕減し得るものではなく、將來絶えず女子がその適職と信ずる分野に於て眞にその能力を發揮し、男性に伍して國家運營の任に邁進するための必須條件であると考へられてゐるのである。(大月照江)

米國勞動者婦人圖

- (一九四一年八月同局発行の資料より)
- その起源一戰時對策機關として一九一八年組織され、一九二〇年六月産業設局として設立される。その機能—女子有業人口に對してその福祉を促進し、勞動能力の促進とその状態の改善、就職條件の向上を計り、職場標準及び労働政策の樹立を期す。
- その對象一勞動陣営にある一、「七五〇、〇〇〇餘人(米國當局発表の一九四一年現在の女子有業人口)の老人、若人も、白人及び黒人、本國生れ及び海外よりの移住者、獨身者及び既婚者、家庭の主婦及び母としての凡ての女子有業者を含む。」凡ての女子有業者は左の諸條件を保有すべし。
- 休養、又は人種別による事、職業別による事など、職業をもつて適正賞罰の実績を有する事、勤務を限度として(休憩時間や等)、午前就業より回六時迄充分な食事時間と清潔にして換氣よく、陽あたりつき職場、衛生的設備の整備、その他の危険防止施設に完備せる福利施設を建築して婦人勞動の健康を保護し、るる監督報告の文獻一機関誌 *The Woman Worker* (女子勞務誌)がある。毎月發行、定價は一部五仙、一九三一年五倍、其他多數の資料、小册子等、展覽用ハイルーム、大部屋、寫真、地圖、圖表等々の国防資料がある。今その若干の特徴一一般的なる大體開始以来の国防資料(第一次世界大戦と共に米軍は婦人への準備を進めたが)上記するが左に記載する。
155. Women in the Economy of the United States. 1937. 15c.
156. Women at Work — A Century of Industrial Change. 1939. 15c.
157. The Status of Women in Government Service in 1925, 1926. 5c.
158. Summary. — The Effects of Labor Legislation on the Employment Opportunities of Women. 1928. 10c.
159. The Immigrant Woman and Her Job. 1930. 30c.
160. Basic Figures for Occupational Progress of Women. 1910-1930 (Bulletin 104 out of print). 1940. 10c.
161. The Age Factor As It Relates to Women in Business and the Professions. 1934. 10c.
162. Summaries of Studies on the Economic Status of Women. 1935. 5c.
163. The Negro Woman Worker. 1936. 10c.
164. Economic Status of University Women in the U. S. A. 1939. 15c.
165. Employment of Women in the Federal Government. (In press).
166. Defense Program. 1940. 10c.
167. Lifting Heavy Weights in Defense Industries. 1941. 5c.
168. Safety Clothing for Women in Industry. (In press).
169. Women's Factory Employment in an Expanding Aircraft Production Program. June 1941.
170. Employment of Women in the Manufacture of Small Arms Ammunition. June 1941.
171. Employment of Women in the Manufacture of Artillery Ammunition. July 1941.
172. Wage Earning Women and the Industrial Conditions of 1930. A Survey of South Bend. 1932. 15c.
173. Standards for Employment of Women in Industry. 1939. 5c. (Also available in Spanish.)
174. Job Histories of Women Workers at the Summer Schools, 1931-34 and 1938. 1939. 10c.
175. Nonworking Time of Industrial Women Workers. 1940. 5c.
176. Employment Fluctuation and Unemployment of Women, 1928 to 1931. 1933. 30c.
177. Women Unemployed Seeking Relief in 1933. 1936. 5c.
178. Trends of Employment of Women, 1928-1936. 1938. 10c.
179. History of Labor Legislation for Women in Three States. 1920. 15c.
180. Differences in Earnings of Women and Men. 1937. 10c.
181. Nonworking Time of Industrial Women Workers. 1940. 5c.
182. Employed Women Under NRA Codes. 1935. 20c.
183. State Labor Laws for Women : Summary. 1940. 5c.
184. The Legal Status of Women in the United States of America, January 1, 1938, United States Summary (in press) separates for States (from 157-1, Alabama, to 157-49, Wyoming) now available, 5c. each.
185. The Employed Woman Homemaker in the United States. 1936. 10c.
186. Employed Women and Family Support. (3 cities). 1939. 10c.
187. Gainful Employment of Married Women. April 1940. (Mimeog).
188. Effects of Dismissing Married Persons from the Civil Service. March 1936. (Mimeog).
189. Official Action as to Employment of Married Women. 1940. (Mimeog).
190. Extent and Location of Home Work. (Reprint from *Woman Worker*, January 1941).
191. Selected References on the Health of Women in Industry. 1929. 5c.
192. The Health and Safety of Women in Industry. 1935. 5c.